

島根県における知的財産への取り組み

島根県商工労働部産業振興課

1 はじめに

県内産業の振興を図るため、本県では、知的財産の活用促進を戦略として明確に位置付け、知的財産に関する施策を積極的に推進しています。日本弁理士会の支援を受け、本県の「知財戦略」は着実に成果を挙げております。

本県における知的財産への取り組みについて紹介いたします。

2 本県における知的財産に関する歩み

2001年	2月	日本弁理士会と本県との二者間協定締結（全国初）
		「知的財産権の活用による産業振興施策の支援に関する協定」
	7月	知的財産戦略セミナー開始 ～現在まで、毎年同セミナーを実施
	11月	日本弁理士会島根知的財産センター開設
2002年	2月	島根県初の2つの特許事務所が開設 その後、さらに1つの特許事務所が開設
2003年	3月	「島根県知的財産活用戦略」策定
	5月	「新産業創出戦略会議」設置
2004年	4月	県有知的財産に関する諸規程の全面改正
2005年	5月	日本弁理士会、島根大学、松江工業高等専門学校および本県の四者間協定締結（全国初）
		「知的財産権の活用による産学連携の推進と産業振興施策等への支援に関する協定」
2006年	4月	しまね知的財産総合支援センター設置
2007年	3月	著作物の管理に関する規程の制定

3 知的財産を活用した産業振興施策

(1) 知的財産活用戦略の策定

島根県知的財産活用戦略は、県内中小企業等に広く

知的財産の重要性を認識していただき、事業活動に役立てて欲しいという期待が込められており、知的財産の必要性和有効性、知的財産を活用した産業振興のために産業界や大学が取り組むべき活動等についても盛り込んでいます。本県が実施する施策、中小企業等に対する知的財産支援体制の強化はこの戦略に沿ったものであります。

《島根県知的財産活用戦略 <http://www.pref.shimane.lg.jp/sangyo/chizai/>》

(2) 県有特許活用による産業振興

本県では、平成15年度から新産業を創出するため5つの研究開発プロジェクトに取り組んでいます。島根県産業技術センター（県立試験研究機関）（以下「産業技術センター」という。）を中心に各プロジェクトで開発した技術や製品については、国内外を問わず積極的に特許等の知的財産権を確保し、さらに県内企業に技術を移転し、事業化を図ることとしています。

《新産業創出プロジェクト <http://www.pref.shimane.lg.jp/sangyo/shinko/sinsanpj/>》

産業技術センターでは、産業技術に関する試験分析、研究開発や技術支援に加え、近年、知的財産の創造と活用を積極的に進めています。産業技術センターの特許出願件数は、平成13年度までは年間2～4件にとどまっていたましたが、平成14年度以降増加傾向にあり、平成17年度には21件の出願を行いました。また、平成15年度以降は、海外出願も始めています。

実施許諾は、平成18年度末で9件を数え、実施許諾収入も安定的に計上しています。

(3) しまね知的財産総合支援センターの設置

本県では、平成18年4月に県内中小企業等に対する知的財産支援の総合窓口として、しまね産業振興財団に「しまね知的財産総合支援センター（以下「支援センター」という。）」を設置し、(社)発明協会島根県支部と知的所有権センターの機能、人員を全面的に移行・統合しました。支援センターの知的財産コーディネーターとして弁理士を配置し、出願後の拒絶対策や、権利侵害への対策などより高度な相談にも対応できる体制を確保しました。特許流通アドバイザー、特許情

島根県産業技術センターの特許出願数

	H13	H14	H15	H16	H17	H18
国内特許	3	7	7	8	21	17
PCT	0	0	2	1	4	3
実施許諾契約数 (更新含む)	4	7	9	6	5	9
実施料収入(千円) (一時金含む)	1	2,232	3,441	1,391	326	910

報活用支援アドバイザー及び出願アドバイザーの活動とあわせて、企業の知的財産に関するあらゆる相談に応じることができる体制とし、支援センターの活動としまね産業振興財団の持つ企業情報や各種支援制度を連動させることで、企業のニーズに沿った支援サービスを提供しています。

また、県内での産業イベント等に出展し、知的財産制度、活用方法の紹介と相談受付も実施しています。

支援センターでは、島根大学、松江工業高等専門学校、県の知財担当者と連絡会議を開催し、各機関の研究シーズと企業ニーズのマッチングなど産学官連携の強化にも努めています。

《しまね知的財産総合支援センター <http://www.joho-shimane.or.jp/p/service/formation/sat/patent/>》

(4) 知的財産戦略セミナー

平成13年度から開催しているセミナーは、今年度で7年目を迎えました。県内企業の大半は知財部門を持たない中小企業であることから、知的財産に関する継続した啓発活動が重要であるとの考えのもと、受講者アンケートや日本弁理士会の意見を参考にカリキュラムを編成しています。毎年、少しずつテーマを変え、県内の実情に合わせた内容であるこのセミナーは、受講者から好評を得ており、毎年継続的に社員を参加させる企業も少なくありません。昨年度は、研究者や弁理士を目指す学生を対象とする「学生実務セミナー」を島根大学に開講しました。今年度は、基礎講座に加え、研究者や経営者・知財管理者を対象として先行技術調査、明細書作成及び特許管理とノウハウ管理等をテーマに演習も伴った講座を実施しています。



セミナー風景

《知的財産戦略セミナー <http://www.joho-shimane.or.jp/p/service/formation/sat/patent/seminar/>》

県内中小企業の出願件数の増加傾向が見られ、各セミナーでは熱の入った専門的な質疑応答が繰り返されるなど、県内における知的財産を重要視する意識は確実に向上しています。

(5) 人材育成

平成17年度、松江工業高等専門学校の講座「地域産業論」が文部科学省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」に採択されました。本講座には、知的財産に関するカリキュラムも含まれています。事前に学生から募った発明を特許明細書に仕上げるという斬新な手法を取り入れた講義は、200人を超す受講生の熱気に満ちたものとなりました。引き続き次代の産業界を担う若年層に対する知的財産の普及・啓発を進めていきます。

4 終わりに

弁理士不在であった本県において、現在、3つの弁理士事務所が開設されるなど、日常の相談環境は飛躍的に改善しています。前述の知的財産に関する各種施策を推進することにより、知的財産の持つ価値を認める意識は着実に高まっています。

本県の知的財産戦略も新たなステージに入り、激しい開発競争の中、企業だけでなく、県や公的研究機関も、限られた資源を選択された技術、分野に集中的に投下し、そこから得られる成果を効率よく最大限に活用することが必要になってきます。

知的財産の活用に関する県内企業の関心は、自社のビジネスにより密接に結びつくものへと移り変わっていくと推察され、具体的には取得した知的財産の価値評価やライセンス活動、契約交渉のノウハウや権利侵害への対応など、大企業の知財部門と遜色ないレベルの知識と対応能力が求められ、専門的かつ的確なアドバイスが重要になると考えます。

本県は、引き続き日本弁理士会からの支援をいただきながら、知的財産教育の機会をさらに充実させ、しまね知的財産総合支援センターを県内企業の「知財部」として活用いただけるよう強化を図り、県内産業を支えていけるよう取り組んでいきます。

お問い合わせ先

島根県商工労働部産業振興課

E-mail : sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/sangyo/>